

一般財団法人船員保険会 行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 管理職（課長級以上）に占める女性割合 20%以上を目指す。

〈対策〉 前回行動計画策定時の管理職（課長級以上）に占める女性割合は、10.7%であり、令和7年3月までにこれを15%以上とするよう計画し、その結果17.3%と2.3ポイント上回る結果となった。

今後、更に業務の習熟度・勤務年数等を総合的に判断し、管理職における女性の登用拡大を図る。

目標2 男性職員の平均勤続年数14.0年に対し女性職員は7.9年となっていることから、女性職員の平均勤続年数が男性職員と同等の平均勤続年数14.0年となることを目指す。

〈対策〉 育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境を整えるとともに、目標1に掲げた女性管理職の割合を引上げる事等により、女性職員の定着率向上を図る。